競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商 号)(株)つじ工芸 (所 在 地)福岡市東区青葉6丁目19-1 (代 表 者)代表取締役 辻田 理 (本市登録)登録業種:工事(交通安全施設、塗装) 委託(看板・標識、催事・展示等の企画設営等) 業者番号:2427
措置内容	令和6年4月17日 から 令和6年11月4日 まで
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第4号ウ(契約違反等)
事件概要	1 発注状況 (1) 件 名 令和5年度遺跡説明板設置業務委託 (2) 契約締結日 令和5年10月2日 (3) 決 定 金 額 583,000円(税込) (4) 履 行 期 間 令和5年10月3日から令和6年3月13日まで (5) 契約担当課 経済観光文化局文化財活用部文化財活用課 2 経緯 当該案件は、令和5年10月に契約を締結したが、令和5年12月以降当該業者との連絡が取れず、履行期間内に業務が完了しなかったため、契約解除となったもの。

問い合わせ先:財政局財政部契約監理課 小池

TEL 711-4306 (内 1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第1 事故等に基づく措置基準

(契約違反等)

- 4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき
 - ア 正当な理由がなく契約を締結しないとき
 - イ 正当な理由のない履行遅滞

1ヵ月以上4ヵ月以内

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当

(競争入札参加停止等の期間の特例)

第4条第5項

競争入札参加停止等の期間中の有資格者等が、新たに別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合における競争入札参加停止等の期間は、新たに競争入札参加停止等を行うこととなった措置要件に応じて定める競争入札参加停止等の期間に、既に行っている競争入札参加停止等の残期間に相当する期間を加えた期間とする。ただし、当該期間は36ヵ月を超えることができない。

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商 号) (有)ハーフ (所 在 地) 福岡市博多区榎田2丁目2番19の4号 (代 表 者) 代表取締役 古田 武史 (本市登録) 登録業種:工事(建築D) 業者番号:37186
措置内容	令和6年4月18日から4カ月間の競争入札参加停止(令和6年8月17日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第2号(過失による粗雑履行等)
事件概要	1 契約内容 (1) 工 事 件 名 西部水処理センター塩素滅菌機棟外壁改修工事 (2) 契 約 金 額 11,365,200円(税込) (3) 履 行 期 間 令和5年7月20日から令和5年10月23日まで (4) 完了年月日 令和6年3月22日 (5) 検査年月日 令和6年3月22日 2 評定点 21点 3 概要 工事成績不良

問い合わせ先:財政局財政部契約監理課 小池

TEL 711-4306 (内 1572)

○ 福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1 事故等に基づく措置基準

(過失による粗雑履行等)

2 本市の発注に係る契約(以下「本市契約」という。)の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められたときを除く。)、又は<u>工事成績(福岡市請負工事成績評</u>定要領(平成15年4月1日財政局長決裁)に基づく評定をいう。)が不良のとき。

1ヵ月以上6ヵ月以内